

議案第61号

加西市個人番号カードの利用に関する条例の制定について

加西市個人番号カードの利用に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年9月1日提出

加西市長 西村 和平

加西市個人番号カードの利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の利用に関し、法第18条第1号の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 個人番号カードの利用目的は、次の各号に掲げるサービス（以下「サービス」という。）を提供することとする。

- (1) 加西市印鑑条例（平成6年加西市条例第22号。以下「印鑑条例」という。）第12条に規定する印鑑登録証明書を交付するサービス
- (2) 本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機を利用して、住民票の写しその他規則に定める証明書を交付するサービス

(利用手続)

第3条 個人番号カードを利用してサービスの提供を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、当該サービスの利用の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、当該申請をした者の個人番号カードに当該サービスの提供に必要な情報を記録（以下「提供情報記録」という。）するものとする。

(利用廃止)

第4条 個人番号カードに提供情報記録を受けた者は、当該サービスの全部又は一部を廃止しようとする場合は、規則で定めるところにより、市長に利用廃止の申請をしなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人番号カードについて、廃止を求めるサービスに係る提供情報記録を削除するものとする。

- (1) 前項の申請があったとき。
- (2) 印鑑条例第10条第1項各号（印鑑登録証を亡失したときを除く。）のいずれかに該当するとき。
- (3) その他規則で定める事由に該当するとき。

(個人情報の保護)

第5条 市長は、第3条の申請があったときは、当該申請をした者の個人番号カードに記録された個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理の

ために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(審議資料)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、同法第2条第7項に規定する「個人番号カード」について、市民の利便性の向上に資するため、印鑑登録証（しみんカード KASAI）の機能を付加して利用することができるよう、同法第18条の規定により条例を制定するもの。
(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成27年 9月定例会

| | | | |
|--------|----------------------------|--------|--|
| 議案等の件名 | 議案第61号 | 政策等の区分 | 計画・事業・ <input checked="" type="radio"/> 条例 |
| | 加西市個人番号カードの利用に関する条例の制定について | | その他() |

①【政策等を必要とする理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に伴い、交付される個人番号カードに市独自の利用として印鑑登録証(しみんカードKASAI)の機能を付加し、市民の利便性の向上を図るとともに、個人番号カードの発行を促進するもの。

②【検討した他の政策等の内容】

個人番号カードの独自利用について、図書館カード、加西病院診察券等の利用検討を行ったが、費用対効果や市民以外の活用方法等の理由により、引き続き検討を要することとなった。

③【他の自治体の類似する政策との比較】

県下41市町中、独自利用条例の制定を予定している市は、9月議会3市(加西市、西宮市、洲本市)、12月議会1市(赤穂市)であり、独自利用を予定していない市町は16市町である。

④【総合計画における位置づけ】

| | | |
|------|-------|----------------|
| 基本方向 | 政策 10 | 健全な行財政運営の確立 |
| 基本計画 | 施策 30 | 行政サービスの向上と効率運営 |

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

| | |
|------|--|
| 計画名称 | |
| 策定年度 | |
| 計画期間 | |

⑤【関連する法令及び条例、規則】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、加西市印鑑条例(平成6年加西市条例第22号)、加西市手数料条例(昭和42年加西市条例第76号)、加西市個人情報保護条例(平成17年加西市条例第2号)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

| | | | | |
|------|--------|----|-------|------|
| 総事業費 | 国・県支出金 | 市債 | その他特財 | 一般財源 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

個人番号カードに市独自の利用を付加することにより、市民の利便性が向上し、個人番号カードの発行が促進される。

| | | |
|-------|-----|---------------------------------------|
| 担当部局 | 担当課 | 添付資料の有無 |
| 健康福祉部 | 市民課 | 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 |